

2006 年第 3 回知的財産翻訳検定〈英文和訳〉

共通課題 標準解答

特許は発明に与えられる排他的な権利（or 独占権、独占排他権、専有権）で、発明とは一般に何かを行う新規な方法を提供し、あるいはある課題の技術的解決策を提供する物やプロセスを言います。特許を受けるためには、その発明が一定の条件を満足する必要があります。いまのところ、「世界特許」、「国際特許」といったものは存在しません。通常、特許による発明の保護を受けようとする国ごとに、その国の法令に従って特許出願をし、特許を受け、権利を行使しなければなりません。地域によっては、広域特許庁、例えば欧州特許庁（EPO）、アフリカ地域工業所有権機関（ARIPO）などが、広域特許出願を受け付け、また特許を付与しており、その特許出願や特許は当該地域の加盟国でなされた特許出願やその国で得られた特許と同じ効果を有します。また、特許協力条約（PCT）の締約国の居住者、国民であれば、PCT に基づく国際出願をすることができます。一つの国際特許出願が、PCT の指定された各締約国で国内特許を出願したのと同じ効果を奏します。ただし、PCT の枠組みにおいては、指定国で特許の保護を受けるために、国際出願に含まれている保護を求める発明について、各指定国で特許を受けなければなりません。特許を受けるための手続的要件と実体的要件は、国、地域ごとに異なり、それは必要な手数料についても同様です。